



市町村教育委員会における いじめ問題への対応

～指導・支援を必要とする

加害児童・生徒への対応について～

平成25年3月発行

神奈川県教育委員会

はじめに

学校は子どもたちの命を預かり育むところです。

誰にとっても、安全で安心できる学びの場でなければなりません。

しかし、残念ながらその学校で、生命・身体の安全が脅かされるいじめが起きています。

このような現状において、教育に携わる私たちに

- ① 「いじめ」を受けて苦しんでいる子どもたちを早期に発見し支援すること。
- ② 「いじめ」の加害者、周囲の子どもたちに適切な指導・支援をすること。
- ③ 「いじめ」という問題を通し、すべての子どもたちに、他者の存在を思いやり、規範意識を高め、社会のルールを守る力を育てること。

等が、問われ求められているのではないのでしょうか。

これらを実践するためには、学校はもとより市町村教育委員会がより適切な役割を果たすことが重要です。

本資料は、いじめに対する市町村教育委員会の役割を示すとともに、学校が日々苦慮している「加害児童・生徒への指導・支援」について、指導・支援の基本的な考え方や制度、指導・支援プログラム例等を取りまとめたものです。

すべての子どもたちに“リスペクト アザース”＜*1＞の気持ちを育むために・・・

*1＜第32回全国中学生人権作文コンテスト 法務大臣賞作品「リスペクト アザース」＞本資料 p30

目次

1	いじめに対する基本的な考え方	…	1
2	市町村教育委員会の役割	…	2
3	学校の対応、児童・生徒への指導・支援	…	4
1)	いじめに対する指導方針の策定と児童・生徒、保護者、地域への指導方針の周知	…	4
2)	いじめの解消に向けた指導・支援	…	6
3)	いじめを繰り返させない指導・支援	…	8
4)	特別な指導	…	10
5)	懲戒	…	12
4	出席停止	…	14
5	関係機関との連携	…	18
<参考資料>			
1)	緊急な事態が起きた時の対応例	…	24
2)	研修計画案（管理職用、生徒指導担当教員用、小学校校内研修用）	…	26
3)	アセスメントシート例	…	29
4)	参考一覧（文部科学省通知等）	…	30

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

いじめは人間として許されるものではない。

いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうることであることを十分理解しつつも、どのような理由があろうとも、決して許されない行為であることを基本に据えて、学校・家庭・地域が一体となって対応することが重要である。

また、学校や教育委員会がいじめ問題に対応する中で重要なことは、起きた事例に対して指導・支援をするだけでなく、

いじめ問題を通じて、子どもたちに何を学ばせたいのか
を明確にして組織的に対応することである。

(2) いじめ問題対応のポイント

- ① チームで対応できる体制を日ごろ整えておくこと
 <一人で抱え込むことなく適切な報告がなされる体制の確立を>
- ② いじめに関する正しい認識を児童・生徒に持たせること
 <児童・生徒が主体的にいじめ問題に取り組む場の設定を>
- ③ 教職員と児童・生徒が、親密で信頼に満ちた人間関係を築くこと
 <厳しさの中にも、子どもをの気持ちを受け止める温かさを>
- ④ 定期的なアンケート調査を確実に実施すること
 <少なくとも学期に1回は児童・生徒から直接状況を聞く機会を>
- ⑤ チームで迅速に対応し、適切な指導・支援を継続して実施すること
 <必要に応じて、保護者や関係機関、警察等との適切な連携を>
- ⑥ いじめへの対応方針等の情報を積極的に公表すること
 <あらかじめ周知することで、保護者や地域住民の理解や協力を>

平成23年度いじめの点検調査結果から、上記のいじめ問題対応のポイントを取りまとめた。

本資料では、⑤のいじめ発生後の対応として、加害児童・生徒への適切な指導や支援の在り方について、教育委員会や学校の取り組みについて重点を置き作成した。

2 市町村教育委員会の役割

(1) いじめ問題への対応について

市町村教育委員会では以下のような役割が考えられる。

- ① いじめに対する市町村教育委員会の指導方針の策定と地域への周知
- ② 学校への適切な指導・支援
- ③ 関係機関や地域との連携の推進

(2) 生徒指導に対する基本的な姿勢

教育委員会や学校においては、毅然とした対応が求められている。

いじめ問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するために、適切な措置を講ずることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたい。

* 2 <平成19年2月5日 文部科学省通知 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」 >
本資料 p 30

◎毅然とした対応とは

- ・間違っただけの行為に対し「ダメなものにはダメ」と明確に示し、適切な指導をすること。
 - ・心の思いや悩み等、受容すべきことはしっかりと受け取ること。
- これらをふれずに指導することこそが毅然とした対応と考えられる。

毅然とした指導や個に応じた支援を学校が行うためには、市町村教育委員会が、指導の方向性や手だてを明確に示すとともに、学校を適切に指導・支援するなどリーダーシップを発揮することが求められる。

市町村教育委員会が取り組むべき対応例

R (状況把握)

- ・発達段階における教育の目的を確認する
- ・域内の児童・生徒の実態を把握する
(指導主事の定期的な学校訪問、問題行動等調査や短期調査等の活用)
- ・得られた情報を適切に分析し課題を明確にする

P (計画)

- ・課題に応じた対応策を検討し指導方針を策定する
- ・具体的な指導場面を想定し必要な指導プログラムや資源を開発する
- ・緊急な事例が発生した時の対応について対応計画を作っておく
- ・関係機関との行動連携の在り方について具体化する
- ・地域におけるサポートチーム等の組織づくりについて計画を立てる
- ・他部局や県機関との行動連携の在り方や各事業の活用について具体化する

D (実行)

- ・学校や地域に指導方針等基本的な考え方を周知する
- ・学校と協働し問題行動等の指導及び支援にあたる
- ・関係機関との連携を構築する
- ・緊急時に学校と協働して対応する
- ・教職員の研修や、児童・生徒指導担当者との情報交換を実施する
- ・児童・生徒を主体とした未然防止活動を実施する

C (評価)

- ・定期的に域内の状況(児童・生徒の様子、学校の取組み、地域との連携状況等)を確認する
- ・情報を整理し達成状況や課題を確認する

A (改善)

- ・指導方針や取組みの見直しを図る
- ・必要な改善策を講じ実施する(不断の見直しと改善が重要)

学校でできること、市町村教育委員会でできること、地域や関係機関でできることを明確にしていくことで、それぞれの専門性や資源をいかした対応が可能となっていく。

3 学校の対応、児童・生徒への指導・支援

1) いじめに対する指導方針の策定と児童・生徒、保護者、地域への指導方針

の周知

学校はいじめ問題への対応について、年度当初に「指導方針」を策定し、児童・生徒はもとより、保護者・地域の方へ確実に周知を図り、協働して取組む態勢を作ることが必要である。

(1) いじめに対する指導方針の考え方

いじめに対する指導方針

学校教育目標から、どのような児童・生徒を育てたいか、目標達成に向け、いじめに対してどのような指導・支援や対応をしていくか等、方針や指導基準を明確化・具体化する。

具体的内容例

①いじめ未然防止の取組み

- ・教職員の日常の取組み(児童・生徒との関わり方、授業、学級経営等)
- ・児童・生徒を主体とした取組み(支えあう仲間づくり活動等)
- ・保護者、地域、関係機関と連携した取組み(見守り活動や行動連携等)

②いじめ早期発見の取組み

- ・日常的な児童・生徒との関わりによる取組み(チェックポイント確認等)
- ・アンケート(様式や回数)、個人面接(実施時期や回数)、教育相談等

③児童・生徒、保護者、地域への周知について

- ・いつ、どこで、どのように、何を周知するか
- ・協力態勢を作るための手立て

④いじめ発生時の対応について

- ・情報を得た場合の情報共有の流れ(誰に、いつ、どのように報告するか等)
- ・対策会議の設置(誰が、いつまでに、何をするか等)
- ・保護者への対応(誰が、いつ、どのように伝え、どのように協働するか等)
- ・調査方法及び記録の内容等決定(聞き取りの方法や記録のポイント等)
- ・指導支援方針及び内容の決定(情報の分析と指導目標や手立て等)
- ・関係機関との連携(状況に応じた具体的な行動連携等)
- ・継続的指導と再発防止に向けた取組み(個に応じた指導・支援計画等)

⑤指導・支援の実施

- ・いじめの解消に向けた指導・支援
- ・再発防止に向けた指導・支援
(いじめを繰り返させない指導・支援、特別な指導、懲戒)

⑥諸制度への対応と周知(出席停止制度等)

- ・出席停止の意義理解や対応の準備、地域への方針発信等

(2) 指導方針を実践する上でのポイント

- ① 指導の方針、指導基準の明確化・具体化
- ② すべての教職員による共通理解・組織的な取り組み
- ③ 保護者及び地域との協働

① 指導の方針、指導基準の明確化・具体化

学校としての指導を充実させるためには、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、指導の方針・基準に一貫性を持たせ、組織として迅速に対応することが必要である。

そのためには、「いつ、だれが、何を、何のために、何をするか」「指導を通して何を学ばせるか」といったことを具体化することが大切である。

② すべての教職員による共通理解・組織的な取り組み

校長のリーダーシップの下、教職員一人ひとりが指導の目的を理解し、自らの専門性をいかして役割を遂行することが必要である。そのためには、児童・生徒指導担当（主事）や教育相談コーディネーターが中心となり、組織の強みをいかして指導にあたることが重要である。また、人権尊重の視点に立った指導を基本とする。

③ 保護者及び地域との協働

「地域の子どもたちをみんなで育てる」という観点から、学校の方針を積極的に発信し、保護者や地域の役割をいかしつつ、共に取り組むことが重要である。

* 3 <参考 平成22年3月 文部科学省 生徒指導提要>本資料 p 30

コラム いじめの認知について

「いじめ」に当たるか否かは誰が判断するのでしょうか？

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

文部科学省いじめの定義

文部科学省のいじめの定義にあるように、いじめられた児童・生徒が判断すべきものであり、他者が他者の価値観で判断できるものではないのです。

2) いじめの解消に向けた指導・支援

いじめ発生時の学校における指導は、客観的な事実を正確に把握すること。その上で加害児童・生徒が他者に与えた影響及び責任の大きさを認識し、いじめの解消に向けた適切な対応ができるよう指導することが重要である。

(1) 加害児童・生徒への指導のポイント

- ① 自己の行為を振り返り、その責任に気付かせる <第1段階>
- ② いじめの解消に向けて自らがとるべき行動の在り方を考え行動へつなげる <第2段階>
- ③ 今後の生活に向けてとるべき行動の在り方を考え行動へつなげる <第3段階>

(2) 指導の流れとポイント

<第1段階>

- ア 自分の行為を振り返り、被害者や周囲に与えた影響に気付かせる
- ・ 正確な事実の確認 (いつ、誰に、何を、どうした)
 - ・ 自分が行った行為の背景を考える (なぜ、その行為に至ったか)
- イ いじめられた者の苦しみや心の痛みを気付かせる
- ・ 被害者の状況や思いを考える (どのように苦しんでいたか)
<心理的攻撃や身体的・物理的な攻撃による精神的な苦痛>
- ウ 「いじめは絶対に許されない行為である。」ことを指導する

道徳的側面からの理由

人間として許されない行為 (倫理・道徳的モラル)

法的側面からの理由

身体・生命、財産の安全を脅かし人格を傷つける加害行為であり、
人権侵害行為 (社会的犯罪行為・刑罰法規等)

<第2段階>

- エ 自己の責任の取り方を考えさせる
- ・ いじめの行為をした結果、どのような社会的責任が及ぶかを教える
 - ・ どのような行動をすべきだったか考える (いじめ以外の方法とは)
 - ・ 被害者への責任の取り方を考える (関わり方、謝罪の仕方とは)

<第3段階>

- オ いじめを繰り返さないよう今後の生活を考えさせる
- ・ 周囲の人々への関わり方を考える
 - ・ 日常生活、授業への取り組み方を考える

コラム いじめにおける社会的犯罪行為

いじめとは、文部科学省の定義にもあるように、「当該児童生徒が精神的苦痛を感じているもの」であり、精神的な苦痛には、相互の関係性から生まれる無視や仲間はずれなどはもとより、身体的な攻撃、物理的な攻撃なども包括しています。

いじめの行為の中で、社会的に犯罪となる行為については、関係機関と行動連携しながら毅然とした指導及び必要な支援を適切に行うことが必要です。

いじめ行為

精神的な苦痛（心理的攻撃）

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視、嫌がらせ、言葉による攻撃、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

身体的な攻撃

軽くぶつかる、殴る、蹴る、小突く、プロレスごっこを強要される、けんかをさせる、危険なことをされたり、させられたりする、コンパスや画鋸を刺す 等

物理的な攻撃

金品を隠す、盗む、壊す、捨てる 等

社会的犯罪行為

いじめの解消に向けた指導・支援

○いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

関係法令	条文内容
強制わいせつ (刑法第176条)	十三歳以上の男女に対し暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者 十三歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者
傷害 (刑法第204条)	人の身体を傷害したもの
暴行 (刑法第208条)	暴行を加えたもの
強要 (刑法第223条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知し脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者
窃盗 (刑法第235条)	他人の財物を搾取した者
恐喝 (刑法第249条)	人を恐喝して財物を交付させた者
器物損壊等 (刑法第261条)	他人の物を損壊し、又は傷害した者

* 4 <平成24年11月2日 文部科学省通知 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」>本資料 p 30

◎その他 条例等に抵触する可能性もある

3) いじめを繰り返させない指導・支援

いじめを繰り返す児童・生徒は、様々な背景を抱えている場合が多い。学級担任はもとより、学校・関係機関がチームとなり、児童・生徒の状況を的確に把握し、保護者と共に指導・支援することが必要となる。

(1) いじめを繰り返させない指導・支援のポイント

- ① 児童・生徒の理解と個に応じた指導・支援の実施
- ② 責任ある役割や、活躍場面の設定など学校生活の充実
- ③ 保護者及び地域との積極的な協働

(2) 学校における指導支援例

① 児童・生徒の理解と個に応じた指導・支援

指導・支援の基本は、家庭環境や生育歴などの客観的事実を把握するとともに、悩みや不安を受け止めるなど児童・生徒一人ひとりに向き合い共感的な理解を深めることである。教員と児童・生徒の信頼関係が構築されてこそ、個に応じた指導ができる。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど、多様な視点から児童・生徒を理解し支えていくことが重要である。

また、スクールソーシャルワークの視点をを用い、児童・生徒の背景や行動の要因を明確にするために情報を収集し、整理分析(本資料p29 参考資料 アセスメントシート例)することで、個に応じた具体的な指導・支援策を講じることができる。

② 責任ある役割や、活躍場面の設定など学校生活の充実

加害児童・生徒は、一般的に自己肯定感が低い場合が多い。学校の教育活動全体において、活躍場面を設定し自らの存在意義を感じる場面を増やすことが有効である。また、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動等により、社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導が重要である。

また、学習の遅れなどに配慮し、つまづいているところから学習を始めるなど、教科指導の充実を図り、教員と児童生徒の心の通った学習の場をつくることが効果的である。

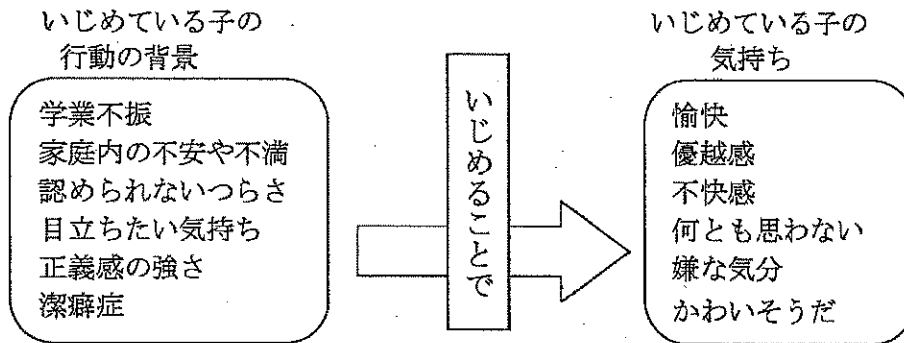
③ 保護者及び地域との積極的な協働

問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を日頃から密にすることが必要な対応となる。

特に、課題を抱える家庭に関しては、教育の場として家庭が重要な役割を担うことが認識できるよう、基本的な生活習慣の形成等、学校と家庭が目的を明確にして共に指導にあたることが重要である。

コラム 加害児童生徒の心理

いじめている子の心の中は？



いじめている子の心の中は複雑で、表面に現れている行動だけをとらえて指導することは危険です。また、子ども自身が自分の気持ちに整理がついていない場合も多くあります。いじめによっては「いじめ」「いじめられ」の関係が複雑にからみ合っている場合もあります。

いじめている子を理解するためには、子どもの心の中にある「思い」を受容しながら、自身が行った行為を大人と一緒に整理し、振り返ることが大切です。

子どもの思い

- ・一緒に遊べる友だちがほしい
- ・友だちや先生に温かい言葉をかけてほしい
- ・友だちや先生に頼りにされたい
- ・大人に自分の良さを認めてほしい
- ・大人に気持ちをわかってもらいたい
- ・先生に悪いことはきちんと注意されたい
- ・授業でわかる喜びを味わいたい

* 5 <平成19年4月 総合教育センター 「教育相談事例から考えるいじめとその対応」>

本資料 p 30

○いじめの理由として多いもの

1) いじめを正当化・合理化する

- ・自分もいじめられたからお返しだ、どこの社会でも起きていること、相手が悪い
- ・みんなの思いを代弁している、冗談だから、遊んでいるだけ 等

2) 不満や不安を解消するため

- ・周りとの関わりにストレスを感じている、おびえる姿が面白い 等

いじめを繰り返させない指導・支援

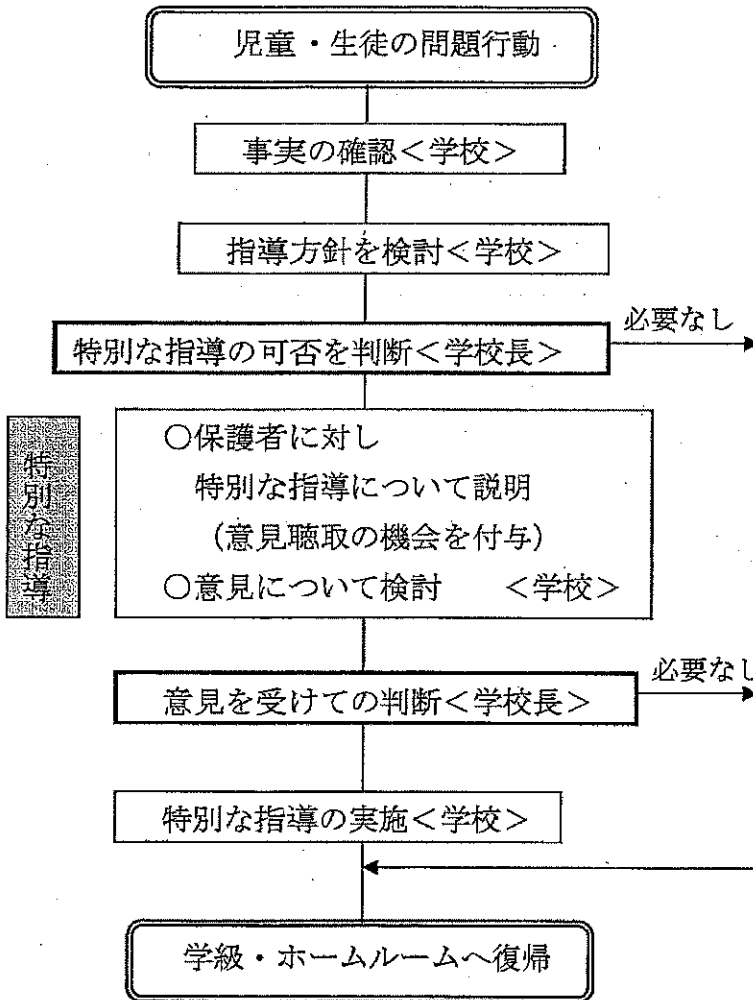
4) 特別な指導

繰り返し問題行動を起こす児童・生徒については、個の発達段階や問題行動の状況に応じて、特別な指導を行うことができる。

(1) 特別な指導のポイント

- ① 個の状況に応じた特別な指導計画の実施
- ② 必要に応じて別室等での指導
- ③ 保護者への適切な指導・助言・援助

<特別な指導の対応例>



指導方針を検討<抜粋>

- 事実に基づいて指導方針を検討する
- 学校の指導方針で定められた明確な基準に基づいて検討する
(公立小・中学校においては自宅謹慎、自宅学習などを命じることはできないので、一定期間、他の児童・生徒と異なる場所で特別な指導をする等必要な指導を行う。)
- 学習の基礎基本を指導し、学習が遅れないようにすること。
- ボランティア活動等、児童・生徒が自ら考え、実行し、継続できる内容を盛り込むこと。
- 反省期間中に行われる学校行事や学級活動、ホームルーム活動などについては、状況に応じて出席させるなど、集団や社会の一員としての自覚、所属感をもたせるように指導すること。

<参考 生徒指導提要>

(2) 実施上の留意項目

- ◎学校長が指導の可否を判断する
- ◎指導方法等については全教職員に周知
- ◎保護者の理解と協力が得られるようにすること

1 思春期不適應の生徒理解

思春期の生徒たちは、現実世界において、実社会に近い体験をする機会が増えます。それまでは、「幼いから」と大目に見てくれていたことが少なくなり、対人関係において、成人のあり方に近いものを要求されるようになります。自己の行為に年齢相応の責任が要求されるようになるのです。

このような社会や集団からの要求と、自分が思い考えていたものが食い違い、心の混乱が生じやすくなるというのが、思春期的人格発達上の特徴です。

このような発達上の特徴以上に大事なことは、生徒たちが心の混乱を体験しつつも、自力でいろいろ考えながら現実に対応することを習得するということです。

2 不適應は、適應機制の不全で生じる

発達課題に適應していくためには、現実社会において困難や支障に出遭った時に、誰もが体験する心理的な不調、混乱、落ち込みなどに対して、適應機制を使って適切に対処していくことが必要になります。

適應機制とは、

- ア 現実社会の中で遭遇する困難や支障に対して
- イ いろいろ自己工夫しながら
- ウ 現実と適切に調和してやっつけようとする
- エ 適應的な思いを創る主体的な心の働き をいいます。

適應機制が十分に機能しないと、いつまでも心の失調が収まらず、不適應になります。

最近の生徒は、適應機制がしっかり育っておらず、機能しない生徒が増えてきました。このことが、学校における生徒指導や教育相談にかかわる大きな問題になっています。

3 適應機制の不全は、生活様式の変化が原因

過充足社会での生活様式が、子どもや保護者の精神発達を変えてしまいました。過充足環境では、困難や支障に出遭うことがほとんどなくなり、何事もなく平穩で楽に生活ができるようになったのです。このような環境で、子どもたちは適應機制を学ぶ機会を失い、体得することが難しくなったのです。

そこで現代では、これまで以上に学校で適應機制を習得する必要が生じてきたのです。

* 6 <平成23年3月 神奈川県教育委員会

「中高生の自殺予防に向けた ころサポートハンドブック」>本資料 p 30

5) 懲戒

懲戒とは、継続的な指導を行ってもなかなか改善が見られないなど、教育上必要があると認められるときに、児童・生徒を叱責したり、処罰したりするものである。懲戒は、制裁としての性質を持つが、学校における教育的目的を達成するため行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきである。

(1) 懲戒のポイント

- ① 児童・生徒への毅然とした指導（叱責・処罰）
- ② 教育的な配慮における実施

法的根拠 <学校教育法 第11条>

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 懲戒の種類

① 事实现為としての懲戒

・通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為

<ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る>

- 放課後等に教室に残留させる
- 授業中、教室内に起立させる
- 学習課題や清掃活動を課す
- 学校当番を多く割り当てる
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させる

* 7 <平成25年3月13日 文部科学省通知

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」>本資料 p 30

② 法的根拠を伴う懲戒 <学校教育法施行規則 第26条>

・教育上必要な配慮のもとに校長が行うもので、訓告、停学、退学がある。

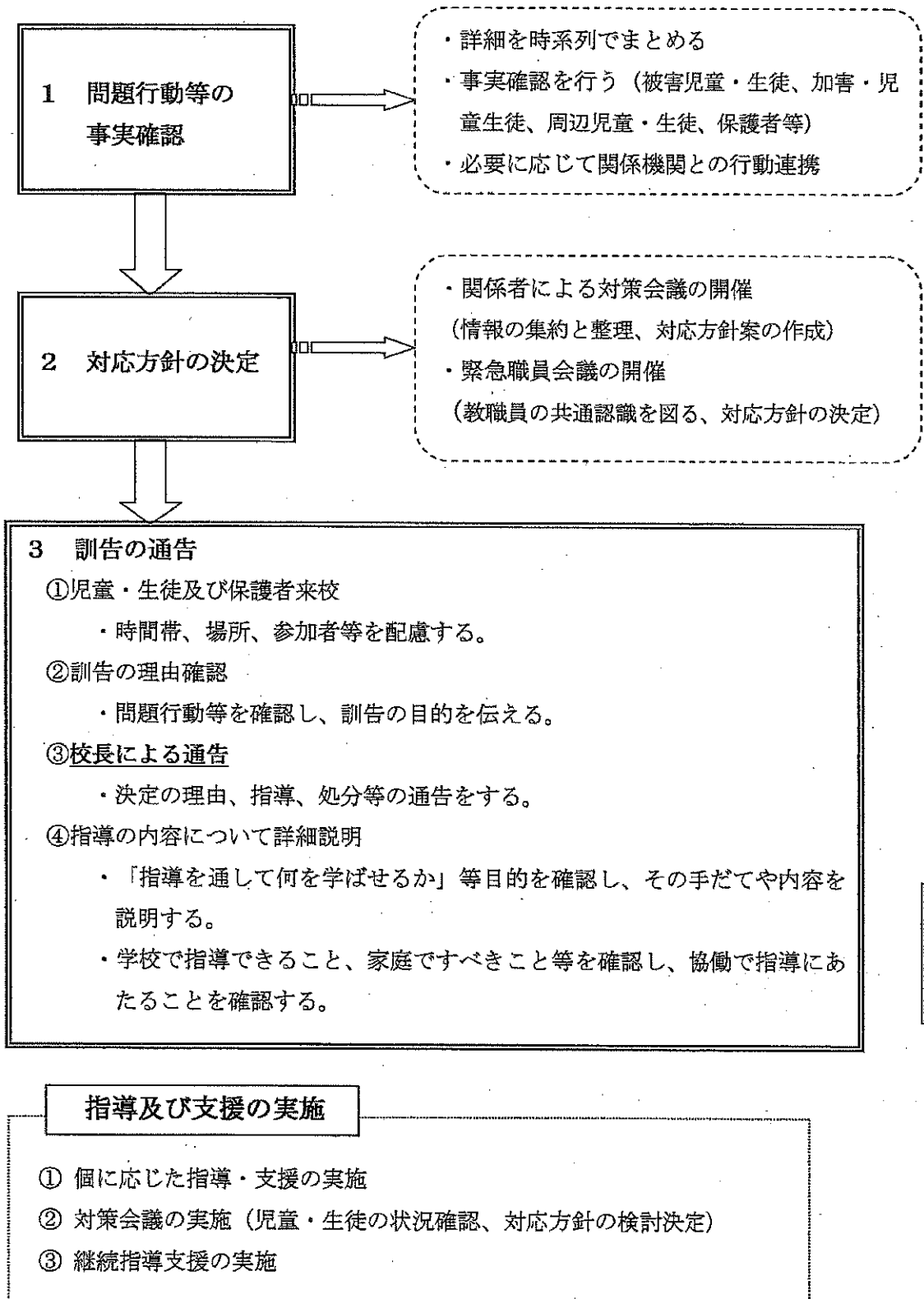
<学校種による懲戒の及ぶ範囲>

校 種	退 学	停 学	訓 告
公立小・中学校	×	×	○
国・県・私立小・中学校	○	×	○
高等学校・中等教育学校	○	○	○

訓告とは

校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること

(3) 訓告対応の流れ<例>



懲戒

◎懲戒の手続について法令上の規定はないが、基準について明確化し、児童・生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るよう努めることが重要である。

<参考 生徒指導提要>

4 出席停止

(1) 出席停止の趣旨・意義

- ① 本人に対する懲戒ではない
- ② 学校の秩序を維持することを目的とする
- ③ 他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障することを目的とする

<出席停止の運用に当たって>

- ・当該児童生徒に対する学習の支援など、教育上必要な措置を講ずることが必要である

法的根拠<学校教育法 第35条>

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

◎要件<学校等が最大限の努力を行っても解決しない場合に限られる。>

- 一 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を破壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることをかんがみ市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。

- ①事前の指導 ②措置の適用の決定 ③期間中及び期間後の指導 ④関係機関との連携 等
市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。

* 8 <平成13年11月6日 文部科学省通知 「出席停止制度の運用の在り方について」>本資料 p 30

出席停止

<予想される課題と対応策>

◎児童・生徒、保護者の理解を得るために

- 年度当初からの指導方針の説明 個に応じた指導・支援の目的や指導計画の提示

◎出席停止期間の個別支援計画の作成に向けて

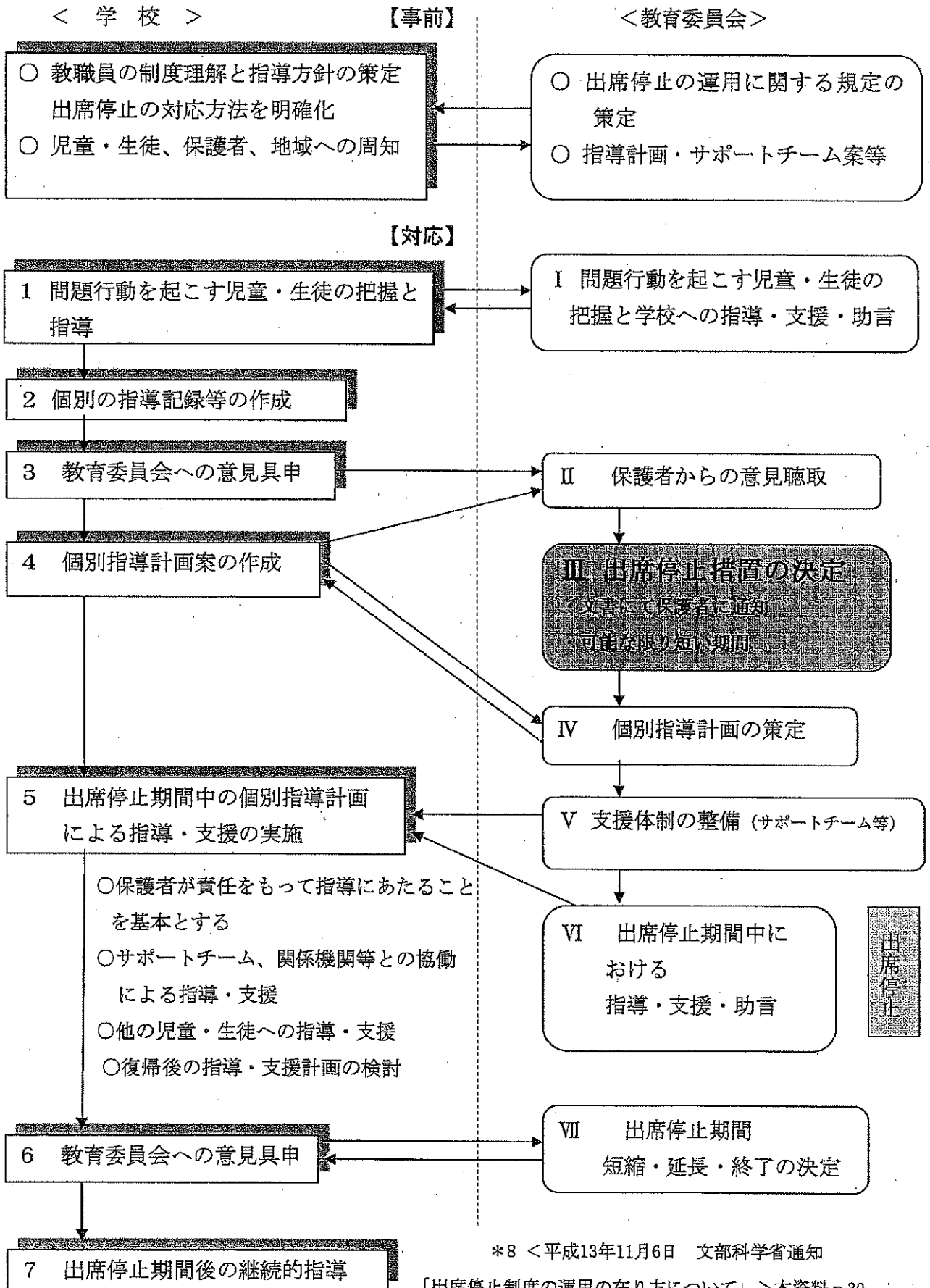
- 事前の計画案づくり

個の状況に応じた指導計画の工夫（学習支援、社会体験、勤労体験、自然体験、スポーツ活動、教育相談他）

◎人的支援を活用するために

- サポートチーム（教職員、市町村・県教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員他）の活用

(3) 出席停止制度運用の流れ



*8 <平成13年11月6日 文部科学省通知

「出席停止制度の運用の在り方について」>本資料 p 30

(4) 出席停止期間における指導・支援プログラム例

【市町村教育委員会及び保護者の責務】

- 市町村教育委員会は、期間中の個別支援計画を策定し、指導環境を整備すること。
- 出席停止期間中は、保護者が責任をもって指導に当たることが基本であり、そのために、市町村教育委員会及び学校は積極的に働きかけること。
- 保護者に対して、個別支援計画の内容等について十分説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助（子育て相談を含む）を行うことが適当である。
- 出席停止期間中、当該児童・生徒の非行が予想される場合、また、家庭の監護能力に著しく問題がある場合、警察や児童相談所に相談し、協力を要請すること。
- 被害者の心のケア、校内秩序の回復、再登校に向けた受け入れ準備に努めること。
- 出席停止期間における指導・支援の目標
 - 1 規範意識、社会性、目的意識を培うこと
 - 2 学校や学級の一員としての自覚をもたせること
 - 3 学習の基礎・基本を補充すること
 - 4 悩みや葛藤を受けとめ情緒の安定を図ること

【当該児童・生徒に対する指導・支援プログラム例】

- 児童・生徒の課題や背景を把握し、目標に応じたプログラムを設定することが必要である。

<期間中>

	午 前	午 後
1日目	・教育委員会にて目標や計画の確認 ・SC、県SVによるカウンセリング	・学校職員、指導主事の家庭訪問による教育相談や学習支援 ・日記
2日目	・警察関係者の指導 ・振り返りの作文や読書	・学校職員、指導主事の家庭訪問による教育相談や学習支援 ・日記
3日目	・保護者と勤労体験 ・学校職員、指導主事、サポートチームとの勤労体験や地域ボランティア ・社会教育施設での自然体験や生活体験、スポーツ活動、教育相談等 ・日記	
4日目	・保護者と勤労体験 ・学校職員、指導主事、サポートチームとの勤労体験や地域ボランティア ・社会教育施設での自然体験や生活体験、スポーツ活動、教育相談等 ・日記	
5日目	・教育委員会にて出席停止期間の振り返り やSC・県SVによるカウンセリング	・学校にて復帰後に向けての話し合い ・日記

出席停止

<期間後>

- 関係機関との連携を強め、将来の目的意識をもたせるなど継続的指導に努めること。その際、社会奉仕体験や自然体験、勤労体験、職業体験等を効果的に取り入れること。
- 当該児童・生徒の指導要録の取り扱いを適切に行うこと。

(5) 学校が指導・支援を受けられる関係機関や制度の例

<市町村において>

- 市町村教育委員会・教育センター等指導主事
 - ・児童・生徒、保護者への生徒指導や学習指導、関係機関との調整
- 臨床心理士（SC等）
 - ・カウンセリングを通じた心の安定、自己の振り返り、背景の整理
- 市町村の福祉部局
 - ・家庭との相談対応や指導、児童相談所との連携
- 学校医を含む病院等の医療機関
 - ・医療的相談や診断、予防や治療、家庭への支援
- 民生委員、児童委員、主任児童委員
 - ・児童・生徒及び保護者の保護、保健福祉に関する援助指導
- 保護司
 - ・児童・生徒の立ち直り支援
- 地域ボランティア、自治会、地域諸団体（大学、企業、NPO等）
 - ・特性に応じた指導・支援（勤労体験やボランティア体験、学習支援等）

<県域及び関係機関等において>

- 県教育委員会、教育センター等指導主事
 - ・児童・生徒、保護者への生徒指導や教育相談、関係機関との調整
 - ・進路指導や高等学校等の状況
 - ・非常勤講師派遣
- スクールソーシャルワーカー
 - ・子どもを取り巻く環境の調整、関係機関との連携
- 緊急支援チームの派遣
 - ・市町村教育委員会や学校における指導・支援のスーパーバイズ
 - ・教職員へのカウンセリング
- 児童相談所
 - ・児童福祉法に基づいた相談全般、一時保護、虐待対応
- 警察
 - ・補導、保護、検挙、捜査、少年相談
- 少年相談・保護センター
 - ・非行、問題行動、いじめ、少年相談、犯罪被害に関する相談

出席停止

5 関係機関との連携

(1) 連携の意義

学校が、家庭・地域・関係機関等と連携を図っていく場合、次の二つの側面からの連携がある。

①児童生徒の発達を促すための連携

個々の児童生徒の自尊感情・自己有用感の育成、規範意識の醸成、問題行動等の未然防止

②問題行動等への対応を行う際の連携

学校のみでは解決できない課題 → 家庭、地域社会における社会教育関係の団体や社会資源、警察その他の関係諸機関と相互協力して対応することが重要

○連携のポイント

家庭・地域・関係機関等と円滑に連携・協働していくためには、

①それぞれの役割や権限、連携方法などについて把握すること

②連携の段階・態様や連携の流れなどについて学校でシミュレーションしておくことが大切である。

<参考 文部科学省 生徒指導提要 >

(2) 警察との連携 (本資料p20<警察におけるいじめ事案への対応> 参照)

学校は、問題行動の事実を確認した上で、いじめ等の行為の中に、暴行、恐喝をはじめ、その他犯罪行為の可能性がある場合には、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全確保のために、児童生徒を守り通すという観点から、学校だけで抱え込むことなく、警察に通報し、その協力を得て対応し、事案の更なる深刻化の防止を図る。被害の子どもや保護者が被害届を提出した際には、学校は、全職員による見守り体制を整え、被害の子どもの心身の安心と安全を確保する。

- 1 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
- 2 いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
- 3 このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

* 4 <平成24年11月2日 文部科学省通知 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通知について」本資料p30

また、いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携については、次のことに留意して行う。

○学校及び教育委員会が警察と連携・協力し取り組むこと

1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握

(1) 警察との情報共有体制の構築

- ① 連絡窓口の指定
- ② 学校警察連絡協議会等の活用
- ③ 警察との協定等の活用

(2) スクールサポーター制度の受入れ等

2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応

- (1) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応
- (2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応
- (3) その他のいじめ事案への対応
- (4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

* 9 <平成25年1月24日 文部科学省通知

「いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携について」>本資料 p 30

コラム 警察等との連携、まずは「相談」から

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』することが大切です。

- ・ 深刻ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応を取ることが重要です。
- ・ 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。
- ・ 円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛越えて直ちに警察に通報する必要があります。

○連携を考える際の二つの視点

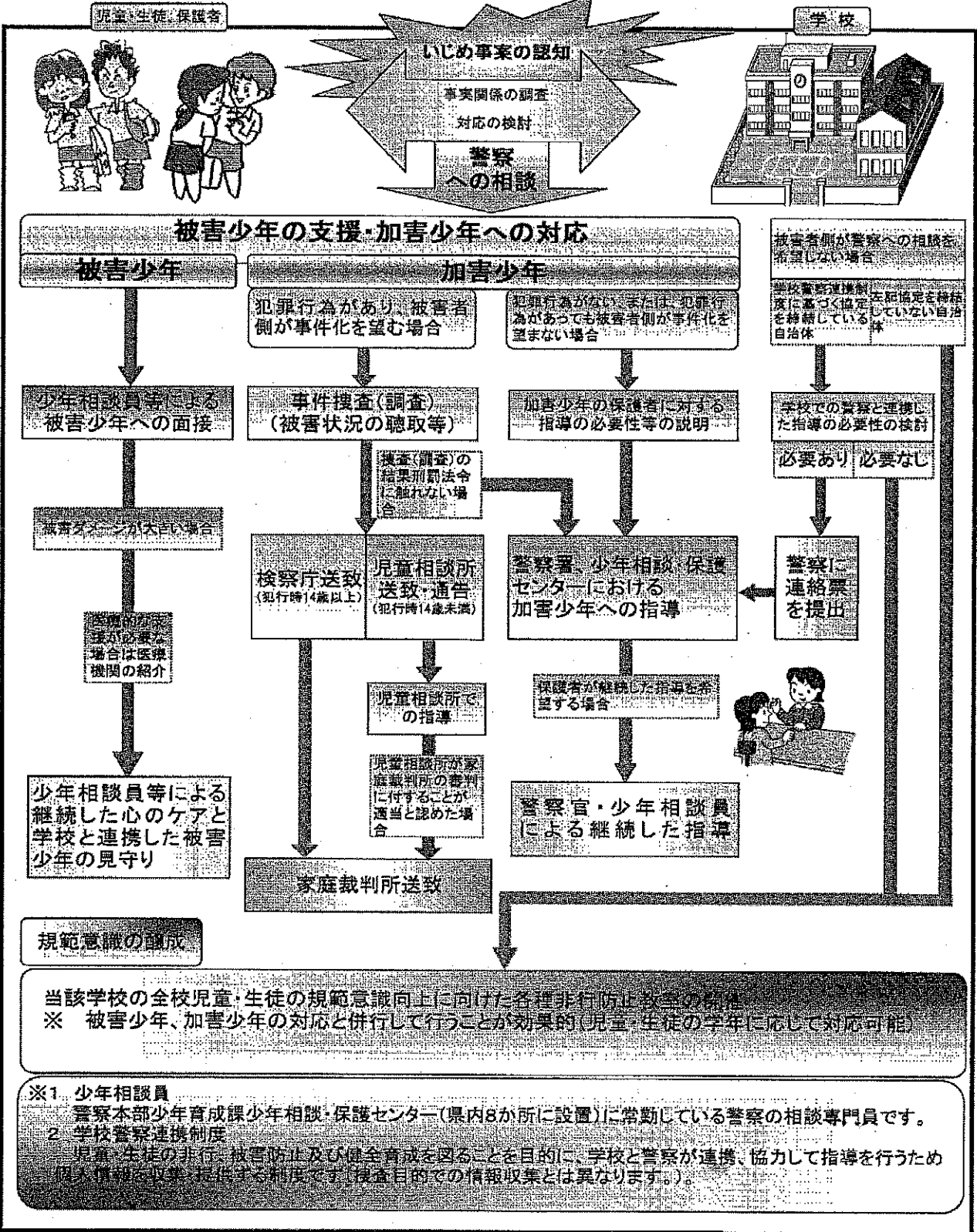
警察等との連携を考える際には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識する。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃からの交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

関係機関との連携

* 10 <平成25年2月 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ12「学校と警察等との連携」>本資料 p 30

警察におけるいじめ事案への対応

～ 被害少年や保護者等の意向、学校における対応状況を踏まえた被害少年の安全の確保 ～



関係機関との連携

<警察におけるいじめ事案への対応> 出典：神奈川県警察本部生活安全部少年育成課 作成資料

・少年相談・保護センターとの連携（青少年の健全育成、心理相談等）

学校内や学校外での生活も含め継続的に指導が必要と考えられる場合、健全育成の観点から子どもの立ち直りを支援する。具体的には、少年補導職員、児童心理士などの専門職員が、街頭補導、少年相談、被害少年支援、立ち直り支援等、少年の健全育成・非行防止のための活動も行っている。

・警察サイバー犯罪対策部署（「ネットいじめ」最寄りの警察署）

被害相談に際しては、被害にあった状況を説明できるよう、ホームページ、掲示板、チャットの画面、相手とやり取りしたメールなどを印字したもの、金銭のやり取りがあった場合には振込の控えなどの詳しい資料を準備して、最寄りの警察署に相談する。なお、ネットを利用する上でのエチケットやマナー違反の範ちゅうの情報には対応できない。

（3）その他の関係機関との連携

・児童相談所との連携（被虐待児童生徒等の保護等）

児童すなわち0歳から17歳の者（児童福祉法4条）を対象に以下のような業務内容を行っている。（児童福祉法15条の2）

- 一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- 三 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- 四 児童の一時保護を行うこと。

相談の種別は、①養護相談 ②保健相談 ③心身障がい相談 ④非行相談 ⑤育成相談の五つに大別される。上記①～⑤について必要があれば連携を検討する。

・市町村福祉部局との連携（被虐待児童生徒等の保護や生活保護家庭支援等）

加害児童・生徒の保護者が、自分の子どもの行為への責任や関心を示さず関わろうとしないときや、加害の子どもへの聞き取りから過去に保護者等から虐待を受けていたことが加害行為に影響を与えていると考えられる場合、状況に応じて市町村福祉部局や子ども家庭センターとの連携を検討する。

・医療機関等との連携（心身の治療やケア等）

いじめを受けたことにより、不登校となったり、精神的に不安定な状態や自殺をほのめかす等の精神症状を示したりしている場合は、被害児童・生徒や保護者の了解を得た上で、医療機関や子ども家庭センターなどの福祉機関との連携を検討する。

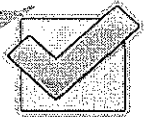
・青少年相談センター（家庭裁判所）との連携（非行未然防止、少年審判等の相談）

20歳までの青少年（本人）、家族、教員、その他青少年の健全育成に携わっている者を対象にしている。非行やその他の相談が可能である。時間は面接であれば50分程度、電話であれば30分程度、継続相談も可能である。相談料は無料で、心理検査を行った場合に、実費がかかる場合がある。

・法務局との連携（人権啓発、人権相談、人権侵犯事件の調査について）

人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防、人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長、人権擁護委員、人権相談に関する事務を分掌している。

コラム 関係機関との連携を円滑にするためのチェックリスト



★ 市町村教育委員会として押さえておくべきポイント

● 日頃から・・・

- 1 学校に、家庭・地域・関係機関等との連携の必要性を発信できているか。
- 2 学校への支援に万全を期せるよう、日頃から、学校の実情把握に努めているか。
- 3 出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、運用する準備が整っているか。
- 4 いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるように、規則等において、必要な事項を定めているか。

● いじめを認知したら・・・

- 1 当事者としての責任をもち、学校とともに迅速かつ適切に対応しているか。
- 2 把握したいじめ事案が暴行、恐喝、傷害、強要、窃盗、器物損壊、強制わいせつ等犯罪行為として取り扱われるべき内容か判断できているか。
- 3 いじめ事案に応じて連携すべき関係機関とつながりをもっているか。
例) 携帯電話等情報機器を使用して行われた場合、その被害の情報の経路、広がり把握しているか。（携帯会社、管理者、プロバイダ、オンラインゲーム会社、警察本部サイバー犯罪対策担当部署等）

★ 学校にアドバイスする際に、押さえておくべきポイント

● 日頃から・・・

- 1 管理職や担当者が、各関係機関と日頃から顔の分かる連携を心がけているか。
- 2 いじめの事案について、指導方針や指導計画が明確になっているか。また、保護者や地域等に伝わっているか。
- 3 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。

● いじめを認知したら・・・

- 1 学校は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応しているか。また、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応しているか。
- 2 学校は、子どもたちを育成しようという視点をもっているか。関係機関に任せきりではなく積極的に当該生徒・家庭に関わろうとしているか。
- 3 教職員と専門家等（SC、SSW、少年相談員等）が連携して当該事案に対して、チーム対応がなされているか。
- 4 学校は、被害、加害双方の家庭と連携を密に図っているか。

(4) 関係機関連絡先一覧

- ◆ **いじめ110番 (教育相談センター)**
いじめについての相談を受け付けています。
0466-81-8111 【受付時間】 毎日24時間 【休み】 なし

- ◆ **メール相談 (教育相談センター)**
いじめや発達等、総合的な教育相談を受け付けています。
問い合わせフォーム <https://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ssl/soudan>
Eメール soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp
【受付時間】 毎日24時間 【休み】 なし
※返信に数日かかる場合があります。

- ◆ **ユーステレホシヨナー (県警察少年相談 保護センター)**
青少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等の相談を受け付け、立ち直りを支援します。
まるまるよいこ よいこ なやむな
045-641-0045 または 0120-45-7867
【受付時間】 月～金 8:30～17:15
【休み】 土・日・祝休日・年末年始

- ◆ **かながわ子ども・若者総合相談センター (県立青少年センター青少年サポート課)**
子どもや若者が抱える様々な悩みについて相談を受け付けます。
045-242-8201
【受付時間】 火～日 9:00～12:00 13:00～16:00
【休み】 月・年末年始

- ◆ **神奈川県西部地域青少年サポート相談室**
ひきもり、不登校、非行等の相談を受け付けます。
0465-35-9527
【受付時間】 月～金 10:30～12:00 13:00～16:30
【 休み 】 土・日・祝休日・年末年始・その他休業日

- ◆ **児童相談所**
子どもに関する相談を受け付けます。(お住まいの地域によって相談先が違います)
・神奈川県中央児童相談所 0466-84-7000
【受付時間】 毎日9:00～20:00 【休み】 なし
【代表番号のみ掲載】

鎌倉三浦地域児童相談所	046-828-7050
小田原児童相談所	0465-32-8000
県北地域児童相談所	042-750-0002
厚木児童相談所	046-224-1111

・横須賀市児童相談所 046-820-2323
【受付時間】 月～金 8:30～17:30 【休み】 土・日・祝休日・年末年始

- ◆ **子どもの人権110番 (横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会)**
子どもの人権に関する相談を受け付けます。
0120-007-110
【受付時間】 月～金 8:30～17:15 【休み】 土・日・祝休日・年末年始

- ◆ **各市町村が設置する相談窓口**



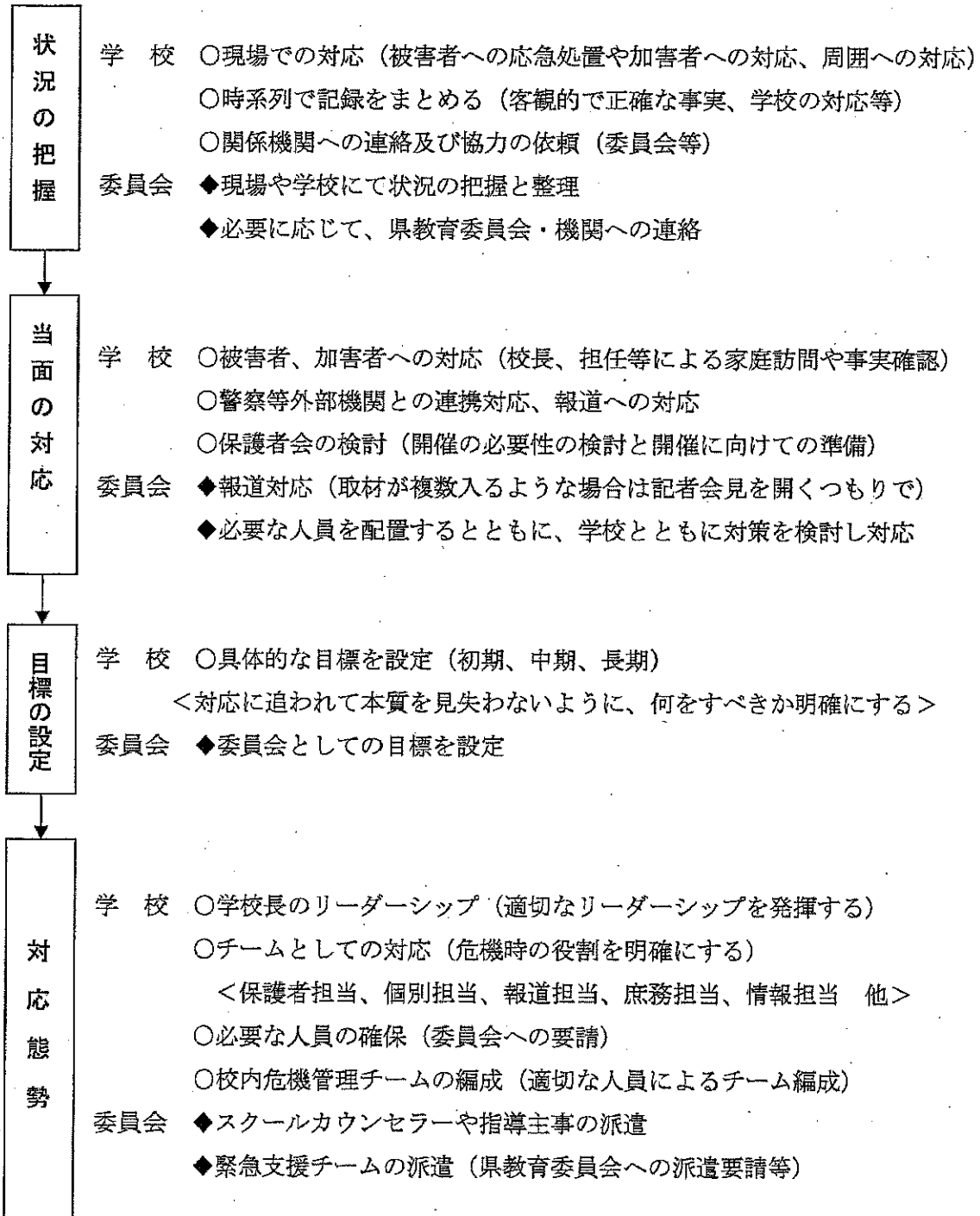
関係機関との連携

<参考資料 1>

緊急な事態が起きた時の対応例

いじめ等に関する事件や事故が突発的に起こり、市町村教育委員会や学校が緊急な対応に迫られる場合も予想される。

そのような事態が起きた時には、教育委員会と学校が協働し、素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応体制を整えることが必要となる。



参考資料

情報収集と発信

- 学 校 ○情報の収集と整理
- ・ 正確な情報の把握と全教職員による情報の共有
 - ・ 「事件か事故か」「いじめかどうか」等については、諸情報を集約整理し丁寧かつ慎重に対応する
- 保護者への説明
- ・ 正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることの防止
 - ・ 学校と保護者の協力体制を維持するような発信
- 記者会見の検討
- ①発生事実の概要 ②対応経過 ③今後の予定 等
- <留意点>
- ・ 憶測に基づく噂が広がらないよう正確で一貫した情報の発信
 - ・ プライバシーへの配慮（インターネットやメール等への対応）
- 委員会 ◆学校とともに情報を集約し整理
- ◆報道対応の窓口設置と組織的な対応
- ・ 教育委員会の窓口を決め、記者会見のサポート

継続的対応

- 学 校 ○被害児童・生徒及び保護者への対応
- 加害児童・生徒及び保護者への指導・対応
- 安定した学校生活の実施
- ・ 計画的な指導及び支援
 - ・ 事例を通して「何を学ぶのか」を明確にする
- 経過の見守り及び対応
- ・ 該当児童・生徒への指導・支援及び周囲の環境を整備
 - ・ 気になる児童・生徒への継続的支援
 - ・ 関係機関との連携
- 保護者及び関係機関との協働による対応
- 委員会 ◆学校への継続的支援
- ・ 指導主事や補助の教師、スクールカウンセラー等の配置
 - ・ 関係機関との連携調整
- ◆事例の分析と対応
- ・ 事例を適切に分析し、学校の対応、委員会の対応策を再検討

*11<参考 平成22年3月 文部科学省

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」> 本資料 p30

参考資料

＜参考資料 2-2＞ 研修計画案 加害児童・生徒への指導・支援について

研修対象 生徒指導担当教員	研修時間 90分
研修のねらい いじめを繰り返す児童・生徒への指導・支援の在り方	
活動等	内 容
Ice breaking	○「これっていじめ？」 ・ペア、あるいは小グループでブレインストーミング 「いじめ」と聞いて連想することを、できるだけ多く紙に書き出す。 ・書き出したものをいくつか発表してもらおう。
1 講義	○いじめの定義再確認 ＜本資料p 5 コラムを使って＞ ・いじめを誰が判断するのか＜文部科学省より＞ ○対応の流れ確認 ・留意事項 出席停止制度の活用に至るまでに、通常の指導、特別な指導、懲戒等、学校が最大限の努力を行うことが必要なことを周知する。
2 協議	○いじめ事案について、各校「うまくいった」「うまくいかなかった」指導例を出し合い、なぜうまくいったのか（いかなかったのか）について考える。 （可能ならば事前に簡単に2つの事例について、紙にまとめ持参してもらおう。） ・その中で、いじめに対する指導方針や指導計画などを、年度初め等に保護者に伝え周知していたことで事案への対応がスムーズにいった等の好事例があれば取り上げる。 ○全体での報告
3 まとめ	○委員会による総括 ・特別な指導、懲戒についてのまとめ ・出席停止についてのまとめ

評価ポイント

- ・「いじめ」事案に対する指導支援の流れを理解し、学校の対応方法等を構築できたか。
- ・生徒指導担当教員として、適切なリーダーシップの在り方を具体化できたか。

＜参考資料 3＞アセスメントシート 例

氏名			男・女												生年月日																																																																																																																																																																				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																						
1年(次)	次席	番														早退														2年(次)	次席	番														早退														3年(次)	次席	番														早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退													
	早退														2年(次)	次席	番														早退														3年(次)	次席	番														早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																												
2年(次)	次席	番														早退														3年(次)	次席	番														早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																											
	早退														3年(次)	次席	番														早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																										
3年(次)	次席	番														早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																									
	早退														4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																																								
4年(次)	次席	番														早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																																																							
	早退														5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																																																																						
5年(次)	次席	番														早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																																																																																					
	早退														6年(次)	次席	番														早退																																																																																																																																																				
6年(次)	次席	番														早退																																																																																																																																																																			
	早退																																																																																																																																																																																		

ケース概要	家族図
家族・環境	
全体的な印象	
気になる様子	
学校生活	友人
校外での様子	

基本的な生活習慣	
行動の特徴	
基礎学力	
言語・コミュニケーション	
健康面	
社会性・対人関係	
興味・関心	
気持ち・思い	
アセスメント	
長期	
短期	
目標	いつまでに
手がたて	誰に
	どうする



<参考資料 4>

参考一覧

- * 1 第32回全国中学生人権作文コンテスト
法務大臣賞作品「リスペクト アザース」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00054.html

- * 2 平成19年2月5日 文部科学省通知
「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

- * 3 平成22年3月 文部科学省 「生徒指導提要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm

- * 4 平成24年11月2日 文部科学省通知
「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への
相談・通報について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm

- * 5 平成19年4月 総合教育センター
「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>

- * 6 平成23年3月 神奈川県教育委員会
「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>

- * 7 平成25年3月13日 文部科学省通知
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm

- * 8 平成13年11月6日 文部科学省通知
「出席停止制度の運用の在り方について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm

- * 9 平成25年1月24日 文部科学省通知
「いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331896.htm

- * 10 平成25年2月 国立教育政策研究所発行
「生徒指導リーフ Leaf.12学校と警察等との連携」
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf12.pdf>

- * 11 平成22年3月 文部科学省
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf